

お客様各位

日興アセットマネジメント株式会社

**「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）／Bコース（為替ヘッジなし）」****＜愛称：グラン・マルシェ＞****繰上償還（予定）のご案内**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、弊社の投資信託に格別なご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび弊社では、「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）」および「欧州社債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）」（以下、「各ファンド」といいます。）につきまして、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しており、「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難な状況にあるため、繰上償還を行なうべく、書面決議の手続きを予定しております。各ファンドへのご投資にあたりましては、十分お含み置きのうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

敬具

## 記

**1. 対象ファンド**

「欧州社債ファンド Aコース（為替ヘッジあり）」

「欧州社債ファンド Bコース（為替ヘッジなし）」

**2. 繰上償還（予定）に関する日程**

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ◎書面決議の対象受益者の確定基準日  | : 2024年11月12日（火） |
| ◎議決権行使書面による議決権行使期限 | : 2024年12月25日（水） |
| ◎書面決議日             | : 2025年1月8日（水）   |
| ◎信託終了日（予定）         | : 2025年2月5日（水）   |
| ◎償還金支払開始日（予定）      | : 2025年2月6日（木）   |
- ※繰上償還が確定した場合、各ファンドの購入申込は、2025年1月10日以降、受け付けないこととします。なお、換金申込は、引き続き、2025年2月3日まで受付いたします。

**3. 繰上償還（予定）の内容**

各ファンドは、2014年8月に運用を開始いたしました。が、「Aコース（為替ヘッジあり）」については2018年6月以降、「Bコース（為替ヘッジなし）」については2020年3月以降、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しております。2024年9月末現在の純資産総額は「Aコース（為替ヘッジあり）」が約1.72億円、「Bコース（為替ヘッジなし）」が約5.04億円となっております。

また、各ファンドの信託約款第38条第8項では「純資産総額が10億円を下回ることとなった場合には、書面決議の手続きを行なった上で、その信託を終了させることができる」旨を定めており、投資信託説明書（目論見書）においても繰上償還に関して説明されております。

このように、各ファンドの純資産総額は低迷しているため、「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難な状況にあると考え、弊社では、各ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利であると判断し、信託約款に基づいて繰上償還させることといたしました。

**4. 書面決議の判定**

各ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2024年11月12日現在の受益権口数の合計が、2024年11月12日現在の受益権総口数の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2025年2月5日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、各ファンドの繰上償還は行ないません。

書面決議の結果は、弊社ホームページ【[www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)】で閲覧いただけます。

以上

# 欧州社債ファンド Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)

愛称: **グラン・マルシェ**

追加型投信／海外／債券



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
  - ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
  - 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
  - ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。
- <委託会社> [ファンドの運用の指図を行なう者]  
日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)
- <受託会社> [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]  
三井住友信託銀行株式会社

設定・運用は

**日興アセットマネジメント**

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「欧州社債ファンド Aコース(為替ヘッジあり)／Bコース(為替ヘッジなし)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年8月15日に関東財務局長に提出しており、2024年8月16日にその効力が発生しております。

|         | 商品分類    |        |               | 属性区分                 |          |        |              |           |
|---------|---------|--------|---------------|----------------------|----------|--------|--------------|-----------|
|         | 単体型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 投資対象資産               | 決算頻度     | 投資対象地域 | 投資形態         | 為替ヘッジ     |
| 為替ヘッジあり | 追加型     | 海外     | 債券            | その他資産(投資信託証券(債券 社債)) | 年12回(毎月) | 欧州     | ファンド・オブ・ファンズ | あり(フルヘッジ) |
| 為替ヘッジなし |         |        |               |                      |          |        |              | なし        |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 委託会社名              | 日興アセットマネジメント株式会社 |
| 設立年月日              | 1959年12月1日       |
| 資本金                | 173億6,304万円      |
| 運用する投資信託財産の合計純資産総額 | 30兆7,575億円       |
|                    | (2024年5月末現在)     |

「欧州社債ファンド Aコース(為替ヘッジあり)」のことを「為替ヘッジあり」、  
 「欧州社債ファンド Bコース(為替ヘッジなし)」のことを「為替ヘッジなし」、  
 と言うことがあります。

## ファンドの目的

主として、欧州企業が発行する社債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

## ファンドの特色



### 1 主として、欧州企業が発行する社債\*に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざします。

- ユーロ圏、英国および北欧の欧州先進国企業が発行する社債\*を中心に投資を行ないます。  
\* S&P、ムーディーズまたはフィッチの格付で、投資適格社債だけでなく、BB+格相当以下のハイ・イールド社債にも幅広く投資します。



### 2 日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドが運用します。

- 債券運用において、長年の経験を持つ日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドが、当ファンドの主な投資対象である外国投資信託の運用を行ないます。



### 3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

- 為替変動リスクの軽減を図る「為替ヘッジあり」と、為替変動の影響を直接受けることで、円安時に為替差益が期待される「為替ヘッジなし」の2つのコースがあり、お客様の運用ニーズに応じてお選びいただけます。

※販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。



### 4 原則として、毎月、収益分配を行なうことをめざします。

- 主に、組入債券の利子収入や値上がり益などを原資として、毎決算時に収益分配を行なうことをめざします。
  - 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。
- ※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行なわない場合もあります。

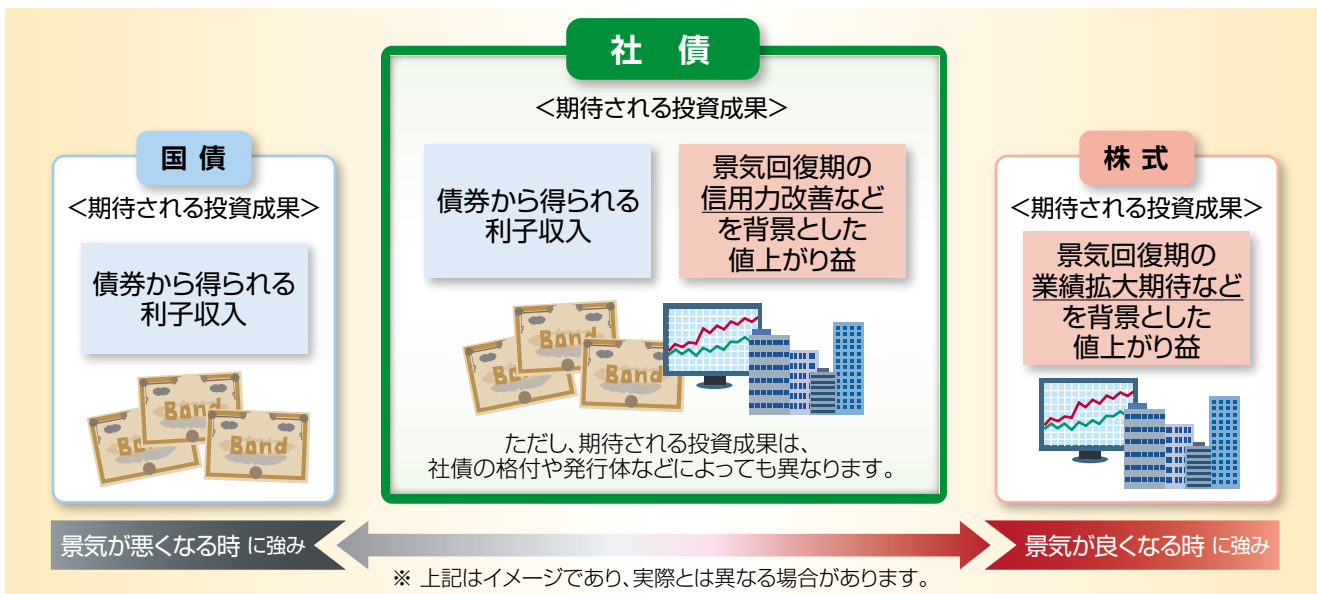
市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

# 社債が持つ投資魅力

- 社債は、債券の一種であることから、定期的な利息収入が期待できる資産です。
- また、発行体が企業である社債は、景気が悪くなる時に強みを発揮する国債とは対照的に、企業業績が改善へ向かう景気回復局面は、信用力改善などを背景に選好される傾向にあることから、値上がり益の獲得も期待されます。

## 社債とは、企業が発行する債券

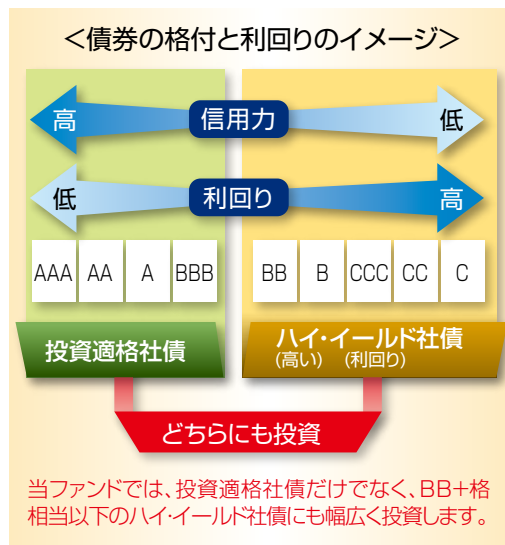
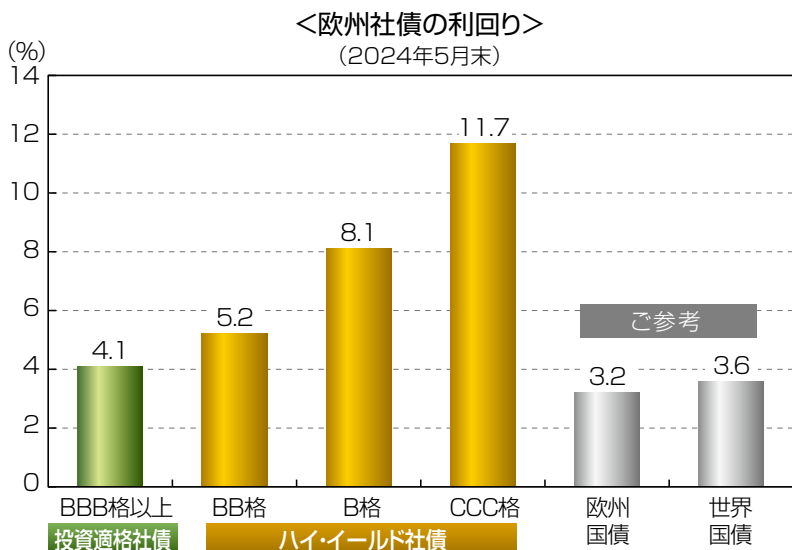
<期待される投資成果のイメージ>



## 欧州社債の魅力① 相対的に高い利回り

- 社債利回りは一般に、社債発行国の国債利回りを上回る傾向にあります。
- また、その利回りは、発行体の信用力に見合った水準となることから、信用力が高い社債ほど低く、信用力が低い社債ほど高くなる傾向にあります。

### 国債を上回る水準にある欧州の社債利回り



※ 上記は切捨てにて端数処理しています。

【世界国債】FTSE世界国債インデックス 【欧州国債】FTSE EMU国債インデックス 【投資適格社債】ブルームバーグ汎欧州投資適格社債インデックス 【ハイ・イールド社債】ブルームバーグ汎欧州ハイ・イールド社債インデックスの格付別インデックス

※ 当資料に示す各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※ グラフデータは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

## 欧州社債の魅力② 景気回復期に期待される値上がり益

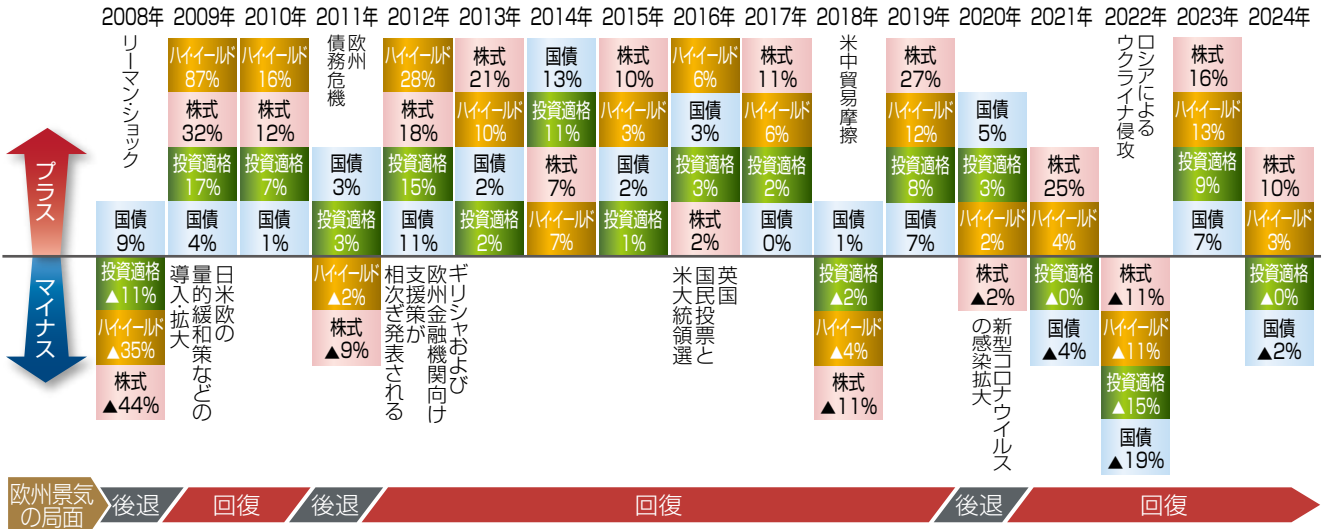
- 総じて社債は、企業業績の拡大が期待される景気回復期に、信用力改善などを背景に選好される傾向にあります。
- なお、景気変動に伴う社債の値動きは、投資適格社債ではより安定的に、ハイ・イールド社債ではより大きくなる傾向があることから、両者をバランスよく保有し、価格変動を抑えながら安定的な運用をめざすことが重要と考えられます。

収益期待が高い資産ほど、景気との価格連動性が高まる傾向に

＜欧州の各資産の年間騰落率(ユーロベース)＞

(2008年～2024年\*)

\*2024年は5月末まで



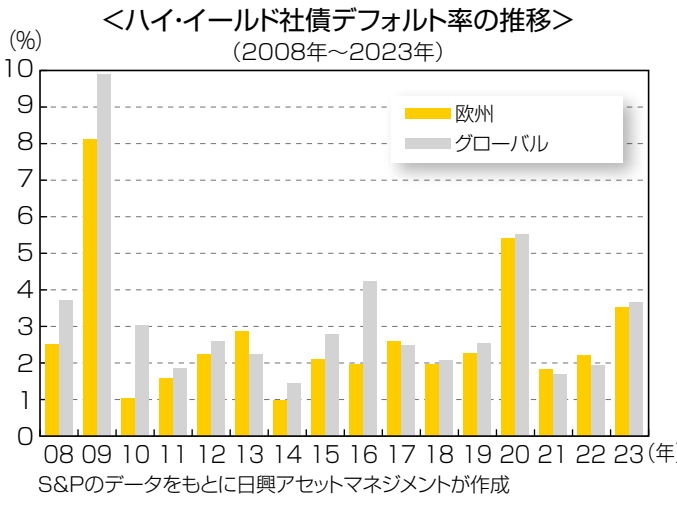
【投資適格(社債)】ブルームバーグ汎欧州投資適格社債インデックス 【ハイ・イールド(社債)】ブルームバーグ汎欧州ハイ・イールド社債インデックス 【国債】FTSE EMU国債インデックス 【株式】ストックス・ヨーロッパ600指数

※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

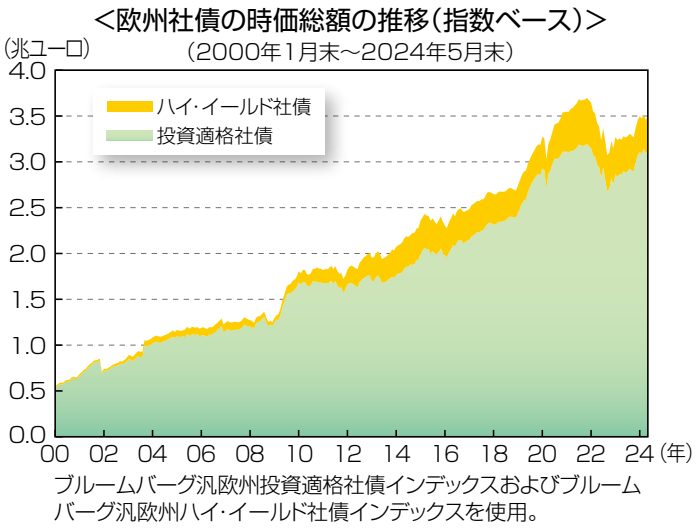
## 欧州社債の魅力③ 相対的に低いデフォルト率

- 欧州ハイ・イールド社債のデフォルト率(債務不履行となる率)を見ると、欧州企業の財務基盤の底堅さを背景に、世界平均を下回る状況が多く見られました。
- 景気回復局面では、企業が資金調達手段として社債発行を活発化させる傾向にあるとともに、企業の財務改善や信用力向上が期待されることから、投資対象としての欧州社債の魅力も高まると考えられます。

### 世界の中でも低水準にある欧州のデフォルト率



### ご参考

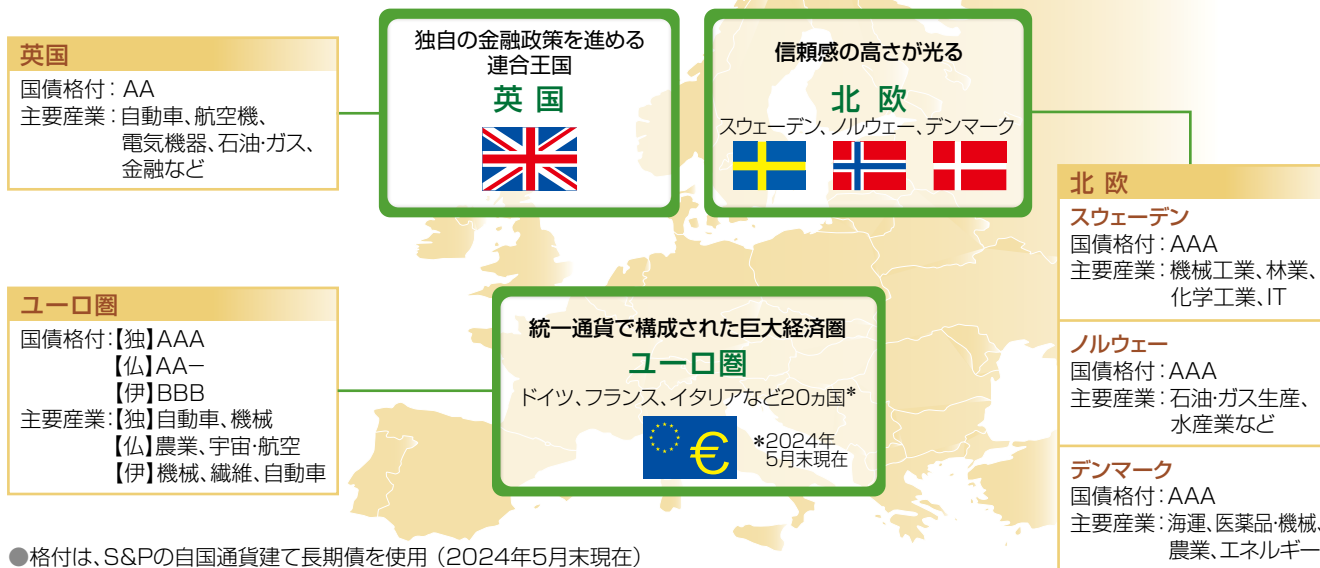


信頼できると判断したデータをもとに日興アセットマネジメントが作成  
※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

# 投資対象通貨について

当ファンドでは、欧州社債への投資にあたり、経済状況や為替変動などの観点から、ユーロ圏・英国・北欧の3地域の通貨での配分を行ないます。

## 信用力や成長性などの観点から、欧州3地域の通貨で運用

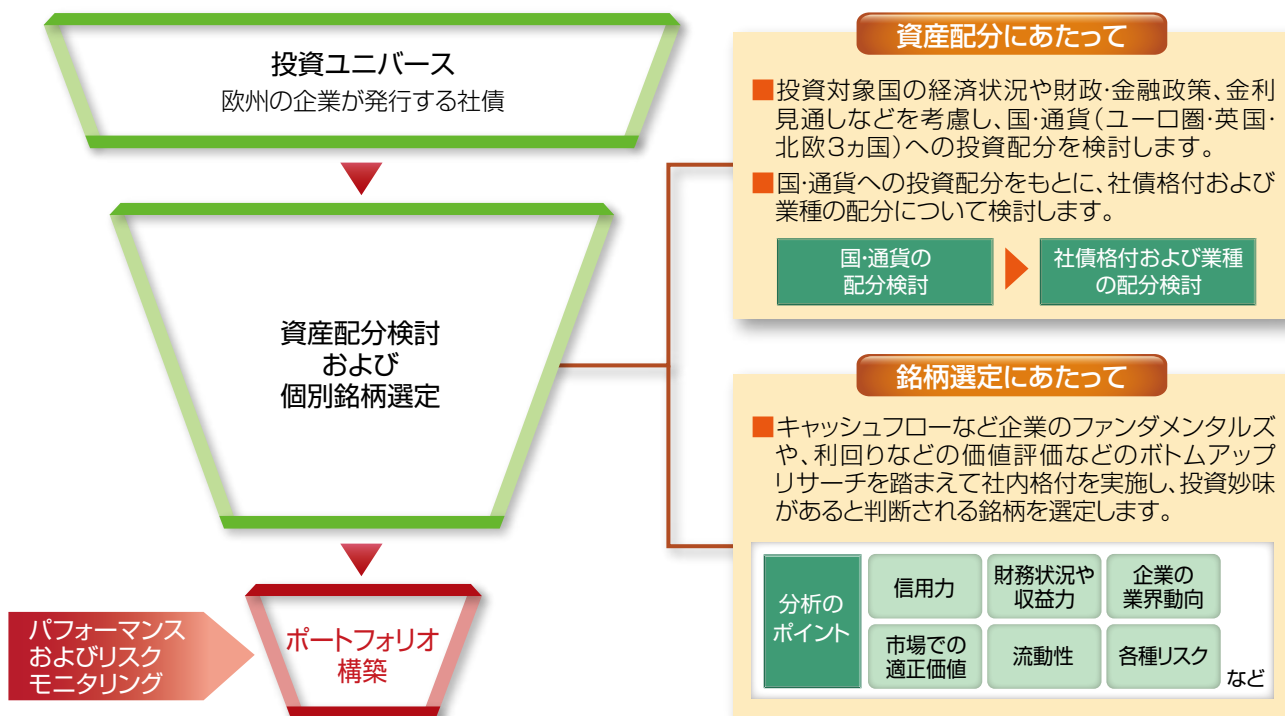


●格付は、S&Pの自国通貨建て長期債を使用（2024年5月末現在）  
 外務省などのデータをもとに日興アセットマネジメントが作成

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。  
 ※グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

# 運用プロセス

当ファンドの主な投資対象である外国投資信託の運用を行なう日興アセットマネジメントヨーロッパリミテッドにおける運用プロセスは以下のとおりです。



※上記は2024年5月末現在ののものであり、今後変更になる場合があります。

## 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコース

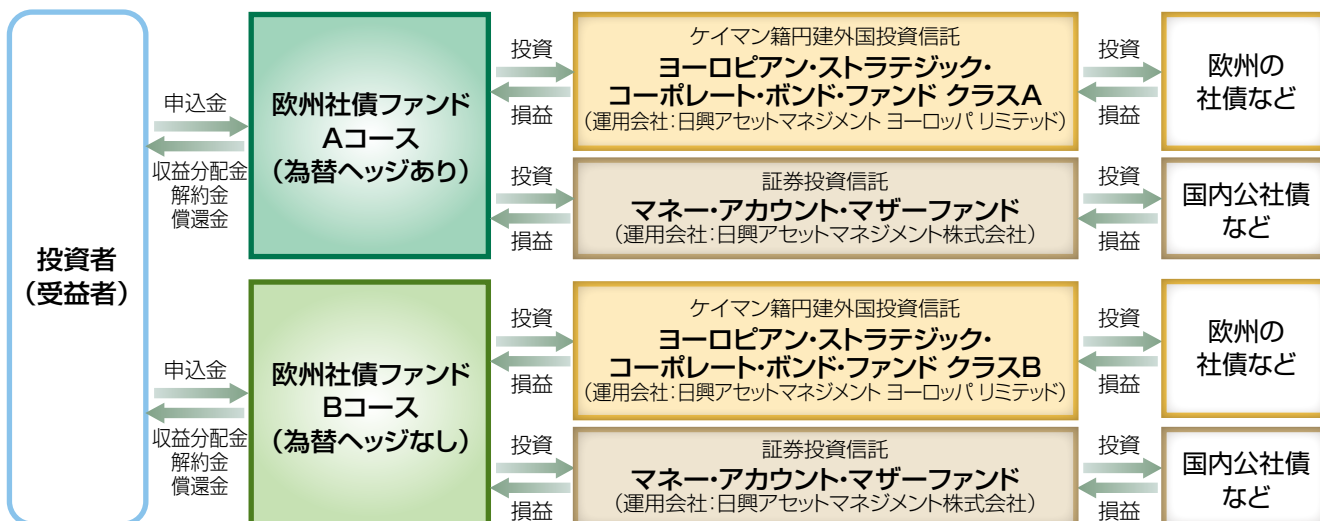
- 「為替ヘッジあり」は、対円で為替ヘッジを行なうことにより、為替変動リスクの軽減を図ります。  
※為替ヘッジを行なう際、対象通貨の短期金利より円の短期金利が低い場合には、為替ヘッジコストがかかります。また、必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。なお、両通貨の金利水準によっては、為替ヘッジプレミアムとなる場合があります。
- 「為替ヘッジなし」は、為替変動の影響を直接受け、円高時は為替差損となりますが、円安時には為替差益の獲得が期待されます。
- 両コースの間でスイッチングが可能です。  
※販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

|       | 「為替ヘッジあり」                                                                     | 「為替ヘッジなし」        |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| メリット  | ・円高時に為替差損の回避を図れる※。                                                            | ・円安時には為替差益が得られる。 |
| デメリット | ・ヘッジ対象通貨の金利が日本の金利を上回る場合、ヘッジコスト(概ね対象通貨と円の短期金利差)分リターンが低くなる。<br>・円安時に為替差益を得られない。 | ・円高時には為替差損を被る。   |

※必ずしも為替変動リスクが完全に排除されるとは限りません。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



- 両コースの間でスイッチングを行なうことができます。ただし、販売会社によっては、一部のコースのみの取扱いとなる場合やスイッチングを行なえない場合があります。

### ■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャルペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### ■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

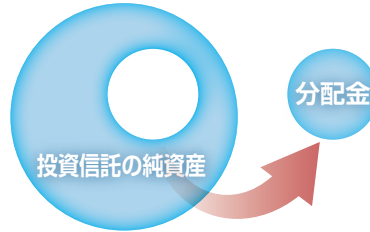
※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

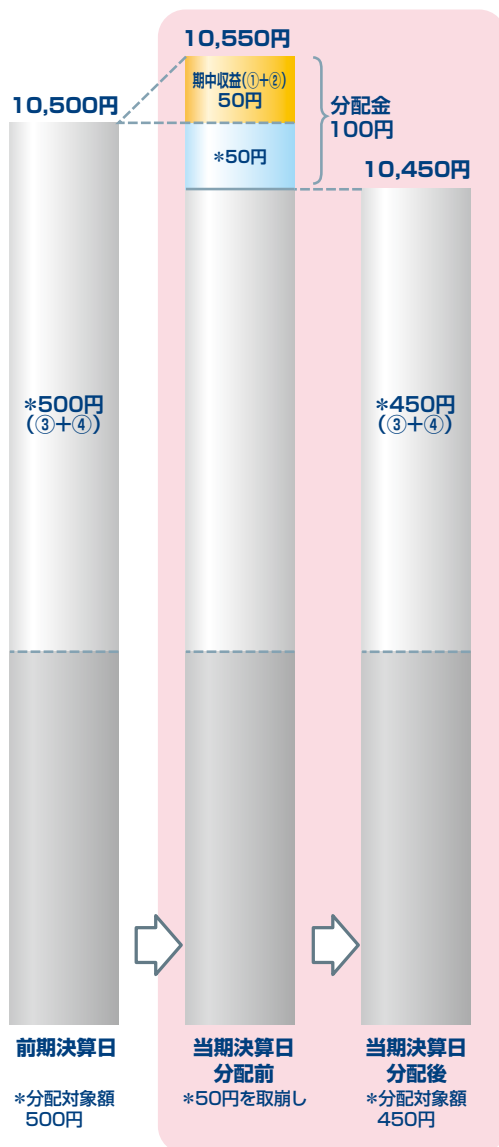
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



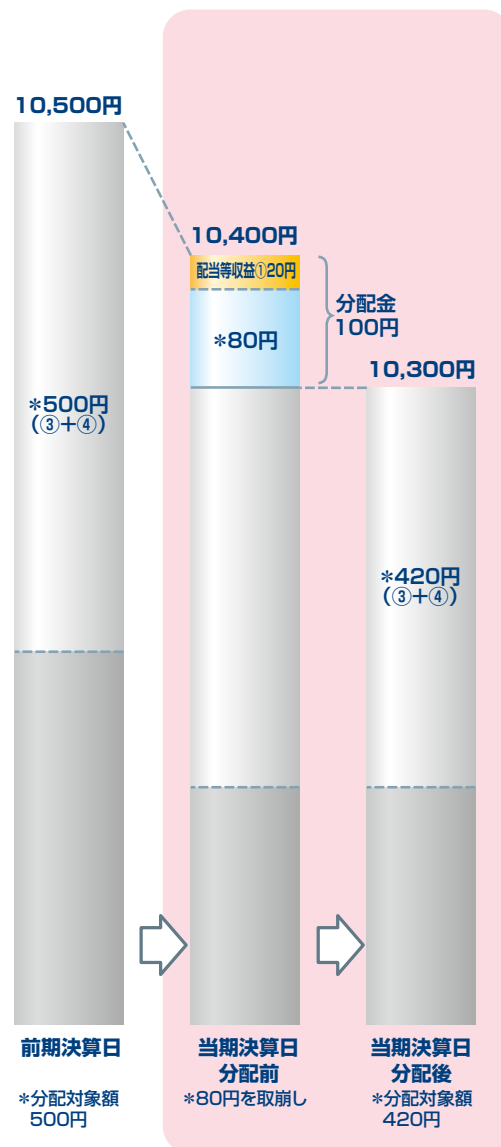
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算から基準価額が下落した場合



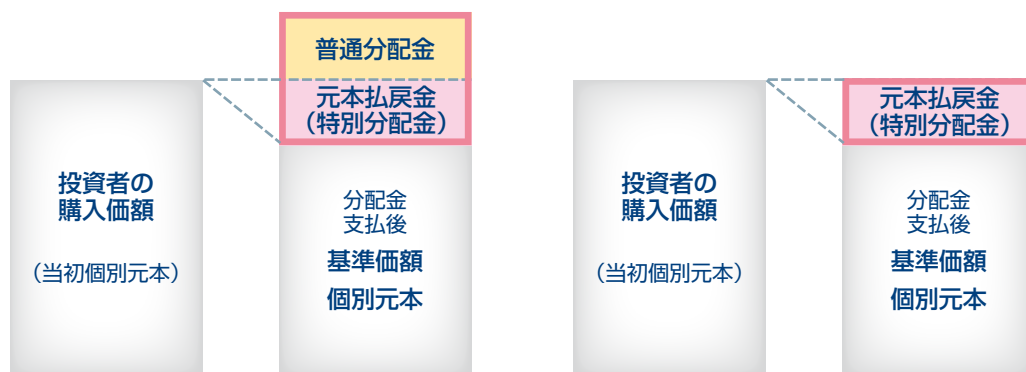
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

● 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

## 価格変動リスク

- 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

## 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

## 信用リスク

- 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト(債務不履行)が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- 一般にハイイールド債券は、上位に格付された債券と比較して、利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じる可能性が高いと考えられます。

## 為替変動リスク

### ◆為替ヘッジあり

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行なうにあたっては、円の金利が為替ヘッジを行なう通貨の金利より低い場合、この金利差に相当するヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

### ◆為替ヘッジなし

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、当該資産の通貨の対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

## リスクの管理体制

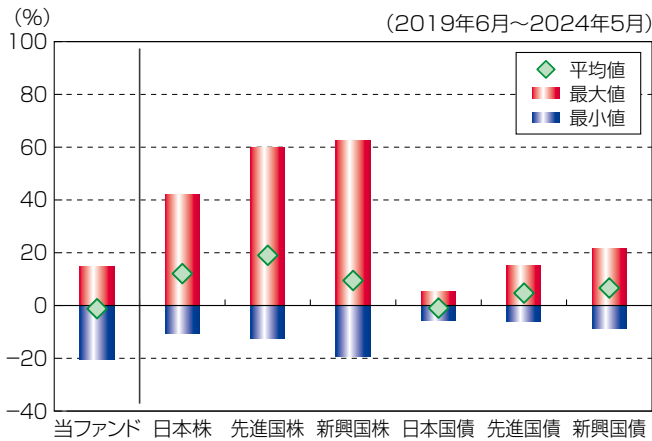
- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2024年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### Aコース(為替ヘッジあり)

#### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



#### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

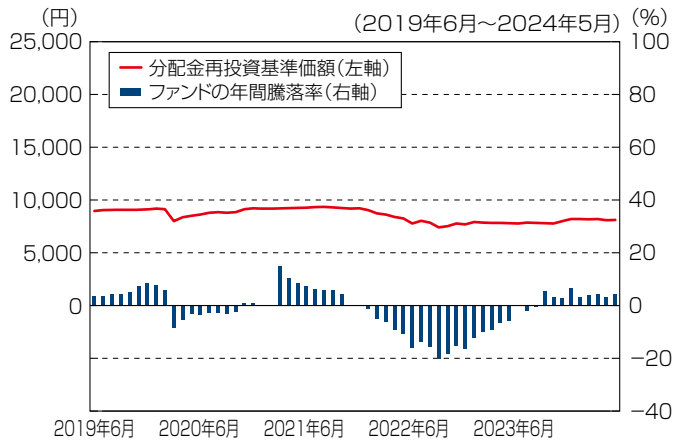
|     | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | -1.2%  | 12.1%  | 19.0%  | 9.5%   | -1.0% | 4.7%  | 6.6%  |
| 最大値 | 14.9%  | 42.1%  | 59.8%  | 62.7%  | 5.4%  | 15.3% | 21.5% |
| 最小値 | -20.4% | -10.8% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年6月から2024年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



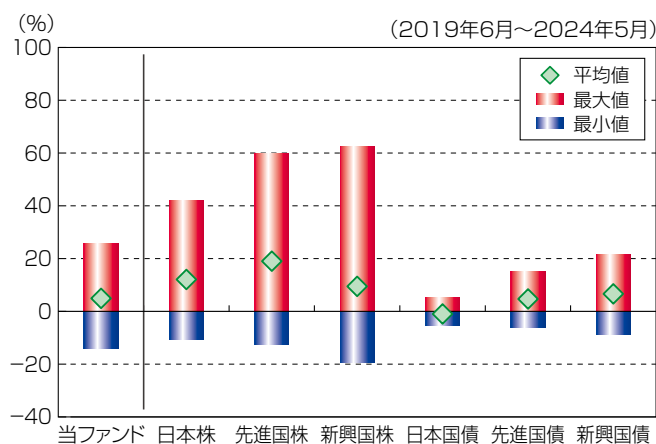
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## Bコース(為替ヘッジなし)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

|     | 当ファンド  | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 平均値 | 4.9%   | 12.1%  | 19.0%  | 9.5%   | -1.0% | 4.7%  | 6.6%  |
| 最大値 | 25.8%  | 42.1%  | 59.8%  | 62.7%  | 5.4%  | 15.3% | 21.5% |
| 最小値 | -14.2% | -10.8% | -12.4% | -19.4% | -5.5% | -6.1% | -8.8% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2019年6月から2024年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

#### <各資産クラスの指数>

日本株 …… TOPIX(東証株価指数) 配当込み

先進国株 … MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株 … MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債 … NOMURA-BPI国債

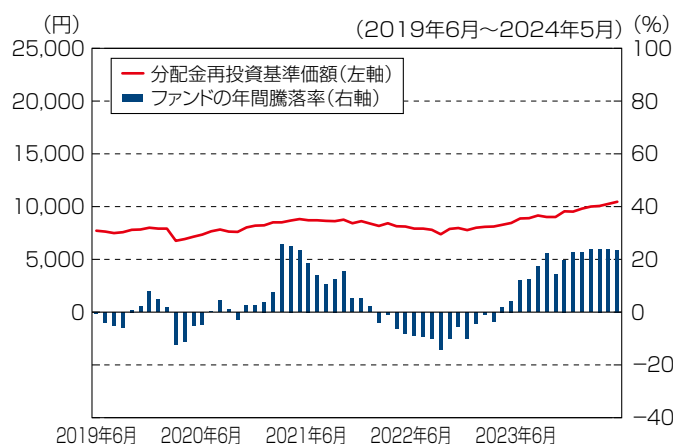
先進国債 … FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債 … JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



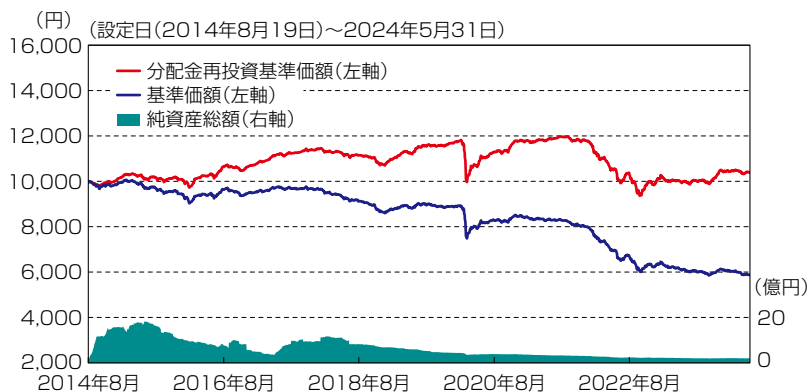
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2019年6月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

基準価額・純資産の推移

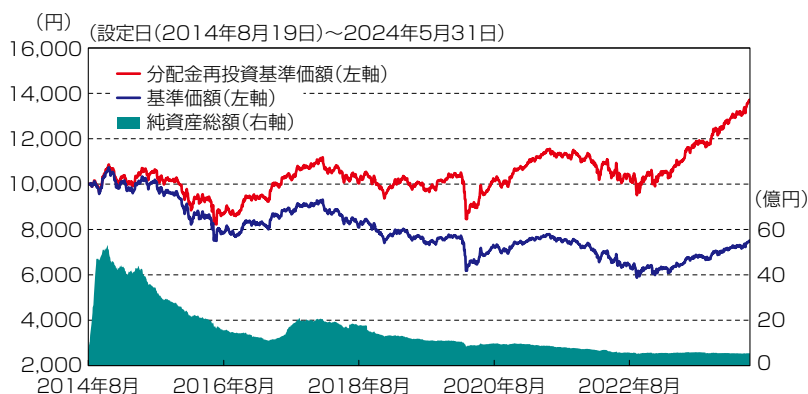
Aコース(為替ヘッジあり)



基準価額.....5,871円  
純資産総額.....1.95億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

Bコース(為替ヘッジなし)



基準価額.....7,467円  
純資産総額.....5.36億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

Aコース(為替ヘッジあり)

| 2024年1月 | 2024年2月 | 2024年3月 | 2024年4月 | 2024年5月 | 直近1年間累計 | 設定来累計  |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 40円     | 40円     | 40円     | 40円     | 40円     | 480円    | 4,680円 |

Bコース(為替ヘッジなし)

| 2024年1月 | 2024年2月 | 2024年3月 | 2024年4月 | 2024年5月 | 直近1年間累計 | 設定来累計  |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 40円     | 40円     | 40円     | 40円     | 40円     | 480円    | 4,680円 |

主要な資産の状況

Aコース(為替ヘッジあり)

<資産構成比率>

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ヨーロピアン・ストラテジック・コーポレート・ボンド・ファンド・クラスA | 97.2% |
| マネー・アカウント・マザーファンド                   | 0.1%  |

※比率は当ファンドの純資産総額比率です。

Bコース(為替ヘッジなし)

<資産構成比率>

|                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| ヨーロピアン・ストラテジック・コーポレート・ボンド・ファンド・クラスB | 96.9% |
| マネー・アカウント・マザーファンド                   | 0.1%  |

※比率は当ファンドの純資産総額比率です。

## 「ヨーロッパ・ストラテジック・コーポレート・ボンド・ファンド」のポートフォリオの内容

### <国別構成比率>

| 国名   | 比率    |
|------|-------|
| イギリス | 39.1% |
| ドイツ  | 12.0% |
| フランス | 9.0%  |
| イタリア | 7.2%  |
| スペイン | 5.3%  |
| その他  | 27.4% |

### <通貨別構成比率>

| 通貨名     | 比率    |
|---------|-------|
| ユーロ     | 63.5% |
| イギリスポンド | 36.5% |
| 日本円     | 0.0%  |
| アメリカドル  | 0.0%  |
|         |       |
|         |       |

### <業種別構成比率>

| 業種    | 比率    |
|-------|-------|
| 金融    | 27.9% |
| 通信    | 19.0% |
| 生活必需品 | 17.7% |
| 一般消費財 | 12.7% |
| 公益    | 7.0%  |
| その他   | 15.6% |

### <格付別構成比率>

| 格付   | 比率    |
|------|-------|
| AAA  | 0.0%  |
| AA   | 0.0%  |
| A    | 11.7% |
| BBB  | 29.6% |
| BB   | 28.0% |
| B以下  | 29.0% |
| 平均格付 | BBB   |

### <組入上位10銘柄> (組入銘柄数:39銘柄)

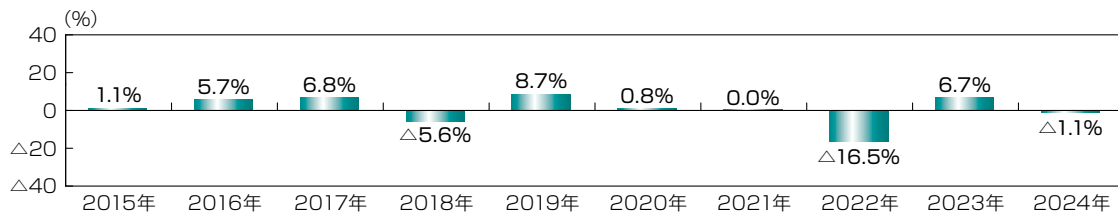
|    | 銘柄                                                        | 通貨名     | 償還日         | 格付   | 比率   |
|----|-----------------------------------------------------------|---------|-------------|------|------|
| 1  | UniCredit S.p.A.                                          | ユーロ     | 2032年1月15日  | BB+  | 4.6% |
| 2  | British Telecommunications plc                            | イギリスポンド | (永久債)       | BB+  | 3.1% |
| 3  | AA Bond Co. Ltd.                                          | イギリスポンド | 2050年7月31日  | BBB- | 3.0% |
| 4  | 888 Acquisitions Ltd.                                     | イギリスポンド | 2030年5月15日  | B+   | 2.9% |
| 5  | CaixaBank, S.A.                                           | イギリスポンド | 2033年10月25日 | BBB- | 2.9% |
| 6  | Centrica plc                                              | イギリスポンド | 2055年5月21日  | BB+  | 2.8% |
| 7  | Heathrow Finance Plc                                      | イギリスポンド | 2031年3月1日   | B+   | 2.8% |
| 8  | Jerrold Finco Plc                                         | イギリスポンド | 2027年1月15日  | BB   | 2.8% |
| 9  | Caixa Central-Caixa Central de Credito Agricola Mutuo CRL | ユーロ     | 2027年7月4日   | BB+  | 2.7% |
| 10 | Teva Pharmaceutical Finance Netherlands II BV             | ユーロ     | 2029年9月15日  | BB   | 2.7% |

※格付は、S&Pを採用しています。  
 なお、格付を取得していない場合は、日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドが付けた格付を採用しています。  
 ※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

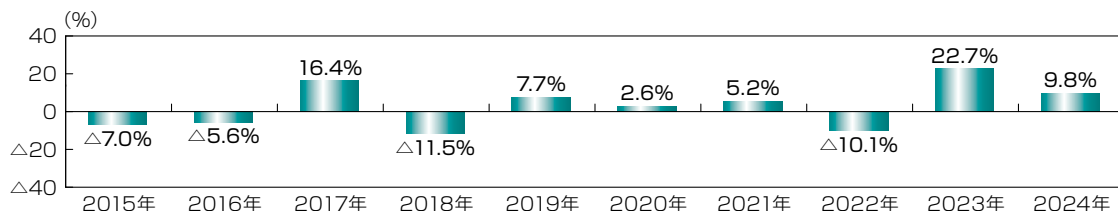
※日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。  
 ※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。

## 年間収益率の推移

### Aコース(為替ヘッジあり)



### Bコース(為替ヘッジなし)



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。  
 ※当ファンドには、ベンチマークはありません。  
 ※2024年は、2024年5月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

## お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                              |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                          |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                            |
| 購入代金              | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                                                                       |
| 換金単位              | 1口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。                                                                                                                                                                 |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                            |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                           |
| 申込締切時間            | 原則として、販売会社の営業日の午後3時まで、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。<br>※2024年11月5日以降は、原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とする予定です。販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。              |
| 購入の申込期間           | 2024年8月16日から2025年2月14日まで<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                               |
| 購入・換金申込不可日        | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込み(スイッチングを含みます。)の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>・英国証券取引所の休業日<br>・フランクフルト証券取引所の休業日<br>・ルクセンブルクの銀行休業日<br>・ロンドンの銀行休業日                                  |
| 換金制限              | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。                                                                                                                    |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込み(スイッチングを含みます。以下同じ。)の受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。 |
| 信託期間              | 2029年5月15日まで(2014年8月19日設定)                                                                                                                                                                   |
| 繰上償還              | 次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。<br>・各ファンドの純資産総額が10億円を下回るようになった場合<br>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき                                                                             |
| 決算日               | 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)                                                                                                                                                                           |
| 収益分配              | 年12回、分配方針に基づいて分配を行ないます。<br>※販売会社との契約によっては再投資が可能です。                                                                                                                                           |
| 信託金の限度額           | 各ファンド毎に、5,000億円                                                                                                                                                                              |
| 公告                | 電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。<br>ホームページアドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">www.nikkoam.com/</a><br>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。                              |
| 運用報告書             | 年2回(5月、11月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知っている受益者に対して交付されます。                                                                                                                                           |
| 課税関係              | 課税上は、株式投資信託として取り扱われます。<br>・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。<br>・各ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>・配当控除の適用はありません。<br>・益金不算入制度は適用されません。                                           |



# ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | <b>購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内</b><br>※購入時手数料(スイッチングの際の購入時手数料を含みます。)は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 信託財産留保額 | <b>ありません。</b>                                                                                                                                              |

### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                   |                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|--|--|----|------|------|------|-------|-------|-------|-------|------|--------------|------|-------------------------------------------|------|-------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)  | 当ファンド                                                                            | <p>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.023%(税抜0.93%)<br/>運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。</p> <p style="text-align: center;">&lt;運用管理費用の配分(年率)&gt;</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td style="text-align: center;">受託会社</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">0.93%</td> <td style="text-align: center;">0.15%</td> <td style="text-align: center;">0.75%</td> <td style="text-align: center;">0.03%</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">委託会社</td> <td>委託した資金の運用の対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">販売会社</td> <td>運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">受託会社</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </table> <p>※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。</p> | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率 |      |  |  | 合計 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 0.93% | 0.15% | 0.75% | 0.03% | 委託会社 | 委託した資金の運用の対価 | 販売会社 | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価 | 受託会社 | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価 |
|                   | 運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
|                   | 合計                                                                               | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 販売会社                          | 受託会社 |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 0.93%             | 0.15%                                                                            | 0.75%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.03%                         |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 委託会社              | 委託した資金の運用の対価                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 販売会社              | 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 受託会社              | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 投資対象とする<br>投資信託証券 | 純資産総額に対し年率0.64%程度                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| 実質的な負担            | <b>純資産総額に対し年率1.663%(税抜1.57%)程度</b><br>※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更などにより変動します。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
| その他の<br>費用・手数料    | 諸費用<br>(目論見書の<br>作成費用など)                                                         | <b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b><br>①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。<br>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |
|                   | 売買委託<br>手数料など                                                                    | 組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                               |      |  |  |    |      |      |      |       |       |       |       |      |              |      |                                           |      |                         |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2024年8月15日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、  
税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2023年11月16日~2024年5月15日

|                        | 総経費率(①+②) | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|------------------------|-----------|------------|-----------|
| 欧州社債ファンド Aコース(為替ヘッジあり) | 2.12%     | 1.01%      | 1.11%     |
| 欧州社債ファンド Bコース(為替ヘッジなし) | 2.12%     | 1.01%      | 1.11%     |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

A series of horizontal dashed lines for writing, spanning the width of the page.



A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 25 evenly spaced lines.

**nikko am**  
Nikko Asset Management